

第6号様式別表10記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書の「更生欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第4項に規定する個別欠損金額をいいます。以下同じです。）について、次に掲げる法人が記載し、(イ)に掲げる法人にあっては第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）に添付し、(ロ)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
 - (イ) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人
 - (ロ) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人
- (2) この明細書の「民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(イ)に掲げる法人にあっては第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）に添付し、(ロ)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
 - (イ) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」といいます。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受けようとする法人
 - (ロ) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項（震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受けようとする法人
- (3) 法人税法施行規則第26条の6に規定する書類を添付してください。
- (4) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。
- (5) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額又は個別欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「第1号・第3号・第4号に掲げる事業」	事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。	
2 「債務の免除を受けた金額①」から「計⑦」までの各欄	法人税の明細書（別表7(3)）の1から7までの各欄の金額を記載します。	
3 「当期控除額⑧」	「1 この明細書の用途等」(1)(イ)又は(ロ)に掲げる法人は⑦の欄の金額と⑧の欄の金額のうち少ない金額を記載します。	
4 「欠損金額等⑩」	⑤の「計」の欄の金額を記載します。	
5 「債務の免除を受けた金額⑬」から「計⑱」までの各欄	法人税の明細書（別表7(3)）の13から18までの各欄の金額を記載します。	
6 「⑱の金額を控除する前の所得⑳」	第6号様式の⑳の欄の金額又は第6号様式別表5の㉓の欄の金額を記載します。	
7 「当期控除額㉑」	「1 この明細書の用途等」(2)(イ)又は(ロ)に掲げる法人は⑱の欄の金額、⑱の欄の金額又は㉑の欄の金額のうち最も少ない金額を記載します。	
8 「欠損金額等㉒」	⑤の「計」の欄の金額を記載します。	
9 「調整前の控除未済欠損金額等㉓」	法人税法第57条第2項又は第4項の規定の適用を受ける事業年度にあっては、第6号様式別表12の③の欄の金額を記載します。	

第6号様式別表11記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第4項に規定する個別欠損金額をいいます。以下同じです。）について、次に掲げる法人が記載し、(イ)に掲げる法人にあっては第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）に添付し、(ロ)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
 - (イ) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第3項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」といいます。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。以下同じです。）又は第4項の規定の適用を受けようとする法人
 - (ロ) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第3項（震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は第4項の規定の適用を受けようとする法人
- (2) 法人税法施行規則第26条の6に規定する書類を添付してください。
- (3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。
- (4) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額又は個別欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「第1号・法第72条の2第1項第3号・第4号に掲げる事業」	事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。	
2 「債務の免除を受けた金額①」から「計④」までの各欄	法人税の明細書（別表7(4)）の1から4までの各欄の金額を記載します。	
3 「適用年度終了の時における資本金等の額⑥」	法第72条の18第1項又は第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第4項の規定の適用を受ける場合に、法人税の明細書（別表7(4)）の6の欄の金額を記載します。	
4 「当期控除を受ける欠損金額等又は災害損失欠損金額⑦」	第6号様式別表9の④の「計」の欄の金額を記載します。	
5 「⑦の金額を控除した後の所得⑨」	「1 この明細書の用途等」(1)(イ)に掲げる法人が、第6号様式の⑧の欄の金額又は第6号様式別表5の②の欄の金額から⑦の欄の金額を控除した金額を記載します。	
6 「⑦の金額を控除する前の所得⑩」	「1 この明細書の用途等」(1)(ロ)に掲げる法人が、第6号様式の⑧の欄の金額又は第6号様式別表5の②の欄の金額を記載します。	
7 「④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額⑪」	「1 この明細書の用途等」(1)(イ)に掲げる法人のうち、法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける法人にあっては④の欄の金額、⑧の欄の金額又は⑨の欄の金額のうち最も少ない金額を、同条第4項の規定の適用を受ける法人にあっては⑧の欄の金額又は⑨の欄の金額のうち少ない金額を記載します。	
8 「④、⑤－⑥又は⑩のうち最も少ない金額⑫」	「1 この明細書の用途等」(1)(ロ)に掲げる法人のうち、法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける法人にあっては④の欄の金額、⑤の欄の金額から⑥の欄の金額を控除した金額又は⑩の欄の金額のうち最も少ない金額を、同条第4項の規定の適用を受ける法人にあっては⑤の欄の金額から⑥の欄の金額を控除した金額又は⑩の欄の金額のうち少ない金額を記載します。	
9 ⑬から⑰までの各欄		法第72条の18第1項若しくは第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける場合には、記載する必要はありません。

第6号様式別表12、別表13、別表13の2及び別表13の3記載の手引

欄 等		記 載 の し か た	留 意 事 項
別 表 十 二	1 用途等	(1) この明細書は、法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる政令第21条第2項の規定による読替え後の法人税法第57条第2項から第4項までの規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表9に併せて提出してください。 (2) 法人税法第57条第2項に規定する合併等事業年度にあっては、被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する事業年度の確定申告書に添付された第6号様式別表9（当該被合併法人等の最後事業年度について修正申告書の提出又は更正で、同表の各欄に記載すべき金額に異動があるものがされていた場合には、当該修正申告書又は当該更正に係る書類のうち、最も新しいものに添付された同明細書又は同明細書の各欄に記載すべき金額が記載された書類）の写しを添付してください。 (3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。 (4) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限ります。）にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。	この明細書の各欄については、おおむね法人税の明細書（別表7(1)付表1）に記載したところに準じて記載します。
	2 「法第72条の2第1項第1号 ・ に掲げる事業 第3号」	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。	
	3 「欠損金額等の区分」の欄	欠損金額等又は災害損失欠損金額の発生した事業年度における欠損金額等の区分に応じ、いずれかに○印を付して記載します。	
	4 「調整後の控除未済欠損金額等①+② ③」	当該法人との間に法人税法第57条第2項に規定する完全支配関係がある他の内国法人で当該法人が発行済株式又は出資の全部又は一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該他の内国法人に株主等が2以上あるときは、「②」とあるのは、「(②を当該他の内国法人の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の内国法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）」として記載します。	
	5 「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合」の欄	法人税法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合又は同条第4項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合に記載します。	法人税法第58条の規定の適用がある欠損金額については、記載を要しません。
	6 「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合」の各欄	法人税法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合若しくは同条第4項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合に記載します。	法人税法第58条の規定の適用がある欠損金額については、記載を要しません。
	7 「支配関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細」の各欄	法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含みます。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和	

		2年政令第264号)による改正前の政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第207号)第1条の規定による改正前の法人税法施行令(以下「令和2年旧法人税法施行令」といいます。))第112条第5項第1号(同条第11項において準用する場合を含みます。))又は地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第1条第9号の2に掲げる規定による改正前の法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第118号)による改正前の政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の法人税法施行令等の一部を改正する政令(平成29年政令第106号)第1条の規定による改正前の法人税法施行令(以下「平成29年旧法人税法施行令」といいます。))第112条第5項第1号(同条第11項において準用する場合を含みます。))に掲げる金額を計算する場合に記載します。この場合において、⑨の欄及び⑩の欄に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。	
別表十三	1 用途等	(1) この明細書は、法人が法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第112条第5項第1号(同条第11項において準用する場合を含みます。))に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第7項(同条第11項において準用する場合を含みます。))に規定する場合に該当する場合、令和2年旧法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる令和2年旧政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の令和2年旧法人税法施行令第112条第5項第1号(同条第11項において準用する場合を含みます。))に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第7項(同条第11項において準用する場合を含みます。))に規定する場合に該当する場合又は平成27年旧法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる平成29年旧政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の平成29年旧法人税法施行令第112条第5項第1号(同条第11項において準用する場合を含みます。))に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第7項(同条第11項において準用する場合を含みます。))に規定する場合に該当する場合に記載し、第6号様式別表12に併せて提出してください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。 (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人(同項第1号ロに掲げる法人に限ります。))にあつては、それぞれの事業に係る特定資産譲渡等損失額となる金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。	この明細書の各欄については、おおむね法人税の明細書(別表7(1)付表2)に記載したところに準じて記載します。
	2 「法第72条の2第1項第1号・に掲げる事業第3号」	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。	
別表十三の二	1 用途等	(1) この明細書は、法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第113条第1項(同条第4項において準用する場合を含みます。))の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表12に併せて提出してください。 (2) 対象法人が法人税法第57条第3項に規定する被合併法人等であり、かつ、法人税法施行令第113条第1項第2号に掲げる場合に該当するときは、当該被合併法人等の同項に規定する支配関係事業年度の前事業年度の確定申告書に添付された	この明細書の各欄については、おおむね法人税の明細書(別表7(1)付表3)に記載したところに準じて記載します。

別 表 十 三 の 三		第6号様式別表9の写しを添付してください。 (3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。 (4) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限ります。）にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。	
	2「法第72条の2第1項第1号 ・ に掲げる事業 第3号」	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。	
	3「欠損金額等の区分」の欄	欠損金額等又は災害損失欠損金額の発生した事業年度における欠損金額等の区分に応じ、いずれかに○印を付して記載します。	
	1 用途等	(1) この明細書は、法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第113条第5項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表12に併せて提出してください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。 (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限ります。）にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。	この明細書の各欄については、おおむね法人税の明細書（別表7(1)付表4）に記載したところに準じて記載します。
	2「法第72条の2第1項第1号 ・ に掲げる事業 第3号」	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。	
	3「欠損金額等の区分」の欄	欠損金額等又は災害損失欠損金額の発生した事業年度における欠損金額等の区分に応じ、いずれかに○印を付して記載します。	

第6号様式別表14記載の手引

1 この計算書の用途等

この計算書は、法人の事業税に係る税額の算出において標準税率以外の税率が適用される法人が、特別法人事業税の課税標準となる基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算を行う場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に併せて提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
3 「所得割の課税標準」又は「収入割の課税標準」の各欄	各申告書の法人の事業税の所得割又は収入割の「課税標準」の各欄の額をそれぞれ記載します。	
4 「税率」の各欄	法人の事業税の標準税率を記載します。	

第6号の2様式記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、退職年金等積立金に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額の確定申告をする場合又はこれに係る修正申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に1通を提出してください。ただし、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、主たる事務所等（外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の都道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。	
3「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、当該都道府県内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。	
5「事業種目」	「事業種目」の欄は、事業の種類を具体的に記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
6「期末現在の資本金の額又は出資金の額」	期末現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。	資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
7「期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) (2)に掲げる法人以外の法人 法第23条第1項第4号の2イに定める額 (2) 保険業法に規定する相互会社 政令第6条の24第1号による改正前の政令第6条の25第1号に定める金額	
8「道府県民税の 申告書」	空欄には、退職年金等積立金に係る法人税の確定申告書に係る申告の場合には「確定」、これに係る修正申告の場合には「修正確定」と記載します。	
9「課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額①」	(1) 法人税の申告書（別表21）の12の欄の金額を記載します。 この場合において、1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 (2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、課税標準の総額（第10号様式の⑤の欄の金額）を記載します。	
10「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額②」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。ただし、東京都に申告する場合には、⑥及び⑧の欄の金額の合計額を記載してください。	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。
11「法人税割額（①又は②× $\frac{1}{100}$ ）③」	一の都道府県にのみに事務所等を有する法人は①の金額に、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は②の金額に税率を乗じて計算します。ただし、東京都に申告する場合には、⑦及び⑨の欄の金額の合計額を記載してください。	税額の計算をする場合の税率は、各都道府県ごとに定められた税率を用います。
12「③のうち既に納付の確定した当期分の法人税割額④」	既に納付の確定した当期分の法人税割額のうち退職年金等積立金に対する法人税額に係る法人税割額に相当する金額を記載します。 ただし、当該事業年度において、第6号の3様式、第6号の3様式（その2）又は第6号の3様式（その3）を提出した法人については、第6号の3様式、第6号の3様式（その2）又は第6号の3様式（その3）の④の欄の金額を限度とします。	
13「この申告により納付すべき法人税割額③－④ ⑤」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた	

	金額を記載します。	
14「東京都に申告する場合の③の計算」(⑥から⑨までの各欄)	(1) ⑥の欄は東京都の特別区だけに事務所等を有する法人にあっては①の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び東京都の特別区と市町村とに事務所等を有する法人(以下「都内分割法人」といいます。)にあっては第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の東京都の特別区分の金額を記載します。 (2) ⑧の欄は東京都の市町村だけに事務所等を有する法人にあっては①の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の東京都の市町村分の金額を記載します。 ただし、東京都の2以上の市町村に事務所等を有する法人は、上記「分割課税標準額」の市町村分の合計額によらず次の算式により算定した金額を記載します。 $\text{法人税額} \times \frac{\text{東京都の市町村分の従業者数}}{\text{従業者の総数}}$	東京都以外の道府県に申告する場合には、記載する必要はありません。

第6号の3様式記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人（同項第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第3号又は第4号に掲げる事業を行う法人を除きます。）が前事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎として中間申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に1通を提出してください。ただし、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、主たる事務所等（外国法人にあつては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の都道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。	
3「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、当該都道府県内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。	
5「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
6「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
7「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」	前事業年度の末日現在の資本金の額又は出資金の額を記載します。なお、（ ）内には、当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載してください。 ＊ 通算子法人は、当該事業年度の開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を（ ）内に記載します。	資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します（かつこ内は除きます。）。
8「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	前事業年度の末日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。	資本金の額及び資本準備金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
9「前期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) (2)に掲げる法人以外の法人 法第23条第1項第4号の2ロに定める額 (2) 保険業法に規定する相互会社 政令第6条の24第2号又は第3号に定める金額	
10「予定申告税額②」	(1) 「前事業年度の法人税割額①」の欄の金額に6を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して算定します。なお、この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。 ＊ 通算子法人で、当該事業年度開始の日から法第53条第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。）が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載します。 (2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	

11「この申告により納付すべき法人税割額④」	この金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
12「算定期間中において事務所等を有していた月数⑤」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合には、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
13「円×⑤/12 ⑥」	(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて記載します。 (2) 東京都に申告する場合には、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (i) 東京都の特別区のみにも事務所等又は寮等を有する法人主たる事務所等又は寮等所在の特別区の均等割額（道府県分と市町村分）に従たる事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額 (ii) 東京都の特別区と東京都の市町村のいずれにも事務所等又は寮等を有する法人 道府県分の均等割額に事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額 (iii) 東京都の市町村のみにも事務所等又は寮等を有する法人事務所等又は寮等の所在する市町村の数にかかわらず一の道府県の均等割額	(1) 均等割の税率区分の基準は、「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「前期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。 (2) 特別区に事務所等又は寮等を有する法人が東京都に申告する場合には、第6号様式別表4の3の「均等割額の計算」の⑧の欄の金額を記載します。
14「前事業年度の法人税割額の明細」 (⑧から⑮までの各欄)	(1) ⑧から⑮までの各欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。 (2) ⑧の欄は、前事業年度の確定申告書に記載した第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑤の欄の金額を記載します。 (3) ⑪の欄は、⑧の欄のかっこ内の金額に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額を記載します。 (4) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人のこれらの欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度の第6号様式別表1の2に記載した法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の合計額を記載します。	2以上の都道府県に事務所等を有する法人の⑪の欄は、⑨の欄の金額に⑧の欄のかっこ外の金額に対する同欄のかっこ内の金額の割合を乗じて得た金額を記載します。
15「所得割額⑳」、「付加価値割額㉑」、「資本割額㉒」、「収入割額㉓」	(1) 前事業年度の事業税の割ごとの金額（㉔から㉖まで）をそれぞれ前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額をそれぞれ記載します。 (2) 通算子法人のこれらの欄の計算に当たっては、当該事業年度開始の日から法第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。）が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載します。 (3) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
16「前事業年度の特別法人事業税額（㉗）㉘」	(1) 前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細において算出された㉙の欄の金額を記載します。 (2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
17「特別法人事業税額㉙」	(1) ㉘の欄の金額を、前事業年度の月数で除して得た額に6を乗じて算定します。 * 通算子法人で、当該事業年度開始の日から法第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。）が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載します。	

	(2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
18「この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額②⑥―②⑦ ②⑧」	この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
19「前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細」(②⑨から③⑤までの各欄)	(1) これらの欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。③⑩の欄について、軽減税率適用法人は、前事業年度の確定申告書に記載した第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の③②の欄の金額を、軽減税率不適用法人は、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の③③の欄の金額を記載します。 (2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人が法第72条の48第2項ただし書の規定による申告をする場合には、前事業年度の所得、付加価値額、資本金等の額又は収入金額の総額の月数換算額を、当該期間の分割基準により算出した第10号様式の当該都道府県分を記載します。	(2)の場合には、第10号様式を添付してください。
20「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額②⑨」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、④の欄に記載した金額と②⑧の欄に記載した金額の合計額と同額になります。	
21「通算親法人の事業年度の期間」	通算子法人が、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度の期間を記載します。	